

## 2. 区域設定

### <第5期障がい福祉計画>

サービス種別	区域
療養介護 施設入所支援	大阪府域
日中活動系サービス  生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 *療養介護を除く	各障がい保健福祉圏域 大阪市(大阪市) 豊能北(池田市、豊能町、能勢町、箕面市) 豊能豊中(豊中市) 豊能吹田(吹田市) 三島(茨木市、摂津市、島本町) 三島高槻(高槻市) 北河内枚方(枚方市) 北河内寝屋川(寝屋川市) 北河内西(守口市、門真市) 北河内東(大東市、四條畷市、交野市) 中河内南(八尾市、柏原市) 中河内東大阪(東大阪市) 南河内北(松原市、羽曳野市、藤井寺市) 南河内南(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村) 堺市(堺市) 泉州北(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町) 泉州中(岸和田市、貝塚市) 泉州南(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) 短期入所 自立生活援助、共同生活援助(グループホーム) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	各市町村域

### <第1期障がい児福祉計画>

サービス種別	区域
障がい児通所支援  児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	各市町村域
障がい児相談支援	
障がい児入所支援	大阪府域

障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県が定める区域ごとに、サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、住民に最も身近な市町村を基本的な単位とし、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえ設定した第4期障がい福祉計画の区域設定の考え方を基本とし、上記のとおり設定します。